

# 監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成 31 年 3 月 8 日 (金)
2 監視員	[REDACTED]
3 業者氏名	[REDACTED]
4 業者住所	熱海市伊豆山 C 工区
5 立会者	[REDACTED]
6 概要	<p>[REDACTED] を訪問し、[REDACTED] に廃棄物の撤去指導を行った。</p> <p>[REDACTED] との面談記録&gt;</p> <p>【廃棄物課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊豆山赤井谷には、未だ「がれき類」が埋まっている。</li> <li>・ この「がれき類」を掘り起こし、適正に処理すること。</li> <li>・ 昨年の面談では、「2019 年末には作業を開始できる」と聞いたが、今後の撤去予定について確認したい。</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ 昨年も、廃棄物を撤去するよう指導を受けたことを覚えているし、撤去しなければならないことも分かっている。</li> <li>・ 埋まっている廃棄物については、今後撤去するのでもう少し待つてほしい。</li> <li>・ [REDACTED] を建設しているが、この工事が遅れている。</li> <li>・ そのため、廃棄物の撤去作業は早くても来年 (2020 年) になると思う。</li> <li>・ 赤井谷全体の造成工事計画があり、当該現場の廃棄物撤去もその計画に入っている。</li> </ul> <p>【廃棄物課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撤去作業には当課も立会うので、作業開始前に必ず連絡すること。</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ 分かりました。</li> <li>→撤去作業開始前に [REDACTED] から連絡をもらうことになった。</li> </ul> <p>&lt;指導票&gt;</p> <p>熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]、字水立 [REDACTED] 地内の造成工事において、地中に埋立てした「がれき類」を掘り出し、適正な処理を行うこと。</p> <p>&lt;今後の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [REDACTED] と面会し、廃棄物の撤去指導を続ける。</li> <li>・ 定期的に現場を確認する。</li> </ul>
◎ 区分	
排出事業所	その他 ○

(書式3)

No. \_\_\_\_\_

# 立入検査指導票

氏名又は名称及び  
法人にあつては代表者氏名

事業所(事業場)所在地

事業所(事業場)名称

業種(施設の種類)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条第1項の規定により立入  
検査を実施したところ、下記事項について不備な点があるので速やかに改善してください。

熱海市伊豆山字赤井谷<sup>記</sup> 字水立 地内の  
造成工事において、地中に埋立てした「がれき類」を  
掘り出し、適正な処理を行うこと。

(根拠法令)

法第12条第(1・2)項違反(内容 )

法第12条の3第( )項違反(内容 )

法第14条第12項違反(内容 )

法第15条の2の3第(1・2)項違反(内容 )

その他(法第16条 )

平成31年3月8日

立入検査者

静岡県

東部

健康福祉センター

廃棄物課

受領しました。

職名

氏名

Ⓢ